

令和2年1月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

都道府県分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	北海道 青森県 新潟県 長野県 鳥取県 徳島県	地方交付税の確保充実 及び財源調整機能の充 実・強化	<p>地方交付税法法定率の引上げ等により地方交付税の総額を充実するとともに、各都道府県ごとに見ても確実に一般財源総額が増加するよう地方交付税の財源調整機能を充実・強化すること。また、地方法人課税の偏在是正により生じる財源については、その全額を地方財政計画の歳出に計上するとともに地方部に重点的に配分すること。</p> <p>【地方創生財政基盤強化知事連盟共同提案】</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>偏在是正措置により生じる財源の活用にあたっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。</p> <p>法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>
2	(法)	北海道	留保財源率の見直し	<p>消費税率の引き上げなどにより実効的な基準税率が上昇していることから、地方交付税の財政調整機能が十分に発揮できるよう、実効的な基準税率を引き上げる方向で留保財源率を見直すこと。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>留保財源率の引上げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(法)	宮城県 山形県 茨城県 栃木県 島根県 山口県 高知県 長崎県	地方交付税の総額確保 及び財源調整機能・財 源保障機能の堅持	法定率の引き上げ等による地方交 付税総額の確保及び、財源調整機 能・財源保障機能を堅持されたい。 [継続]	一部採用する。 令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。 偏在是正措置により生じる財源の活用にあたっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。 法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(法)	福島県	地方交付税総額・地方交付税財源の確実な確保	<ul style="list-style-type: none"> 必要な地方交付税総額の確保 地方交付税財源の確実な確保 基金残高の増高のみに着目した地方交付税額の削減を行わないこと <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>偏在是正措置により生じる財源の活用にあたっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。</p> <p>法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>なお、基金残高の増加を理由として、地方交付税等を削減するといったことは行っていない。</p>
5	(法)	茨城県 香川県	会計年度任用職員制度の導入に伴う経費の全額算入について	<p>会計年度任用職員制度の導入にあたって、新たに制度化された期末手当の支給等による財政需要の増加について、必要額の全額を基準財政需要額に確実に算入されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>会計年度任用職員制度が施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費については、地方財政計画において、1,700億円程度を増額計上し、一般財源を確保している。</p> <p>普通交付税の算定にあたっては、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等に要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(法)	群馬県	安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保及び幼児教育・高等教育の無償化に係る地方負担分の別枠確保について	<p>「地方の固有財源」である地方交付税について、地方の安定的な財政運営のため、総額を確保されたい。特に、幼児教育及び高等教育の無償化に要する地方負担については、必要な財源を確実に確保されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>偏在是正措置により生じる財源の活用に当たっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。</p> <p>幼児教育及び高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。</p>
7	(法)	群馬県 京都府 兵庫県	一般行政職員給与費の適正な算入について	<p>一般行政職員の給与費については、交付税算入されている給料単価と地方財政計画上の給料単価に乖離が生じているため、交付税算入単価を引き上げられたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(法)	群馬県 富山県 石川県 福井県 静岡県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 高知県 長崎県	会計年度任用職員制度の導入等に伴う地方財政措置について	令和2年4月1日施行の地方公務員法および地方自治法改正に伴い、会計年度任用職員に対する期末手当等の支給や臨時的任用教職員の給料月額の見直し等が必要となるため、地方公共団体の財政需要の増加分について、地方財政計画の歳出に確実に計上した上で基準財政需要額に算入されたい。 [新規]	採用する。 会計年度任用職員制度が施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費については、地方財政計画において、1,700億円程度を増額計上し、一般財源を確保している。 普通交付税の算定にあたっては、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等に要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。
9	(法)	埼玉県	地方交付税総額の確保、社会保障関連経費や「人づくり革命」に対応する施策等に係る地方財政負担の増に対する適切な需要額の措置について	地方交付税総額の確保、地方の財政負担の増大に対する適切な需要額の措置 [継続]	採用する。 令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について、地方財政計画に所要額を計上している。幼児教育及び高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(法)	千葉県	法定率の引上げ等による地方交付税の総額の確保について	<p>交付税の法定率の引上げ等により、地方交付税の総額を確保し、臨時財政対策債に依存しない制度運営を確立願いたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>
11	(法)	富山県 島根県 長崎県	地方法人課税の偏在是正による財源の活用について	<p>地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源については、その全額を地方財政計画に必要な歳出として計上されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>偏在是正措置により生じる財源の活用にあたっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(法)	富山県	地方交付税総額の確保 及び財源保障・調整機能の充実について	<p>地方間の財政力格差を是正するため、財源保障・調整機能の充実を図るとともに、地方交付税総額を確保されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源総額の確保・充実 ・財源保障機能と財源調整機能の維持・充実 ・「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続 ・幼児教育及び高等教育無償化に係る地方負担の全額確保 ・防災・減災対策のための事業費の確保 ・消費税・地方消費税の引上げに伴う歳出増の反映 ・公共施設等の老朽化対策等の必要な歳出の確保 ・法定率の引上げ <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まる令和2年度においても、引き続き1兆円を確保している。</p> <p>幼児教育及び高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。</p> <p>河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要であるため、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川、ダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、地方財政計画の維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上した。</p> <p>公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため公共施設等適正管理推進事業費について、前年度と同額となる0.5兆円を計上している。</p> <p>法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
13	(法)	石川県 愛媛県	地方交付税の総額の確保について	地方財政運営に支障を生じることのないよう、地方交付税の所要総額を確実に確保されたい。 [継続]	採用する。 令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。 偏在是正措置により生じる財源の活用に当たっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(法)	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	地方交付税の総額確保・機能充実等について	<p>地方団体の財政運営に必要となる地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能および財源調整機能が適切に発揮されるよう対処されたい。また地方交付税が地方共有の固有財源であることを勘案し、国の一般会計を通さない「地方共有税」に移行するとともに、臨時財政対策債に依存することなく安定した財政運営を行えるよう、法定率の引上げ等により、恒久的な地方交付税の充実強化を図られたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>偏在是正措置により生じる財源の活用に当たっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。</p> <p>法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>地方の固有財源である地方交付税の性格の明確化の観点から、「地方共有税」についても引き続き地方公共団体から意見を伺ってまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(法)	岐阜県	地方の積立基金の増加を背景とした地方交付税総額の削減について	<p>地方交付税は地方の固有財源である。単に地方全体の積立基金が増加している事実のみをもって地方交付税総額を削減することは断じて行わないこと。</p> <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>偏在是正措置により生じる財源の活用にあたっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。</p> <p>なお、基金残高の増加を理由として、地方交付税等を削減するといったことは行っていない。</p>
16	(法)	大阪府	偏在是正により生じる財源の活用について	<p>偏在是正により新たに生じる財源の活用においては、必要な歳出を地方財政計画に計上の上、大都市特有の財政需要を地方交付税の算定に適切に反映されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>偏在是正措置により生じる財源の活用にあたっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(法)	鳥取県 高知県 鹿児島県	基準税率(留保財源率)の見直しについて	<p>基準税率を引き上げる(留保財源率を引き下げる)ことにより、地方交付税の財源保障・財源調整機能を強化すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>留保財源率の引下げについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。</p>
18	(法)	鳥根県	臨時財政対策債償還費の別枠確保	<p>臨時財政対策債償還費が増大していることを踏まえ、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、償還財源を別枠で措置すること。その上で、必要な地方交付税の総額を確保すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないよう対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増大することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	(法)	広島県	地方交付税の法定率の引き上げ及び臨時財政対策債償還費等の別枠確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定率の引き上げによる地方交付税総額の確保 ・ 臨時財政対策債等の地方債の元利償還金について、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に財源の確保を行うこと。 <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>偏在是正措置により生じる財源の活用にあたっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。</p> <p>法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(法)	徳島県	歳出特別枠の廃止に伴う「需要額の適切な移行策」について	<p>地方部においては、「歳出特別枠(段階補正あり)」の廃止による大きなマイナスの影響が出ており、平時モードへの切替えが、方針どおり、新たな歳出増へ適切に反映されていないと推測されるため、適切な移行策を講じること。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>歳出特別枠の減額・廃止にあたっては、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出等を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額してきたところである。</p>
21	(法)	徳島県	防災・減災、国土強靱化に係る「新たな歳出特別枠」の新設	<p>県民の命と暮らしを守り、安全・安心で豊かな生活をしっかりと確保することができるよう、特に「維持補修」「機能回復」に重点をおいた防災・減災、国土強靱化に係る「新たな歳出特別枠」を新設すること。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度の地方財政計画において、河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)が重要であるため、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川、ダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、地方財政計画の維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上した。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(法)	高知県	事前防災対策に係る重点課題の新設	<p>防災等に関する経費は道路及び河川延長や林野面積等の社会インフラ関連の指標を用いること。 降水量を用いた密度補正を設け、需要額を適切に捕捉する仕組みとすること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度の地方財政計画において、河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要であるため、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川、ダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、地方財政計画の維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上した。</p>
23	(法)	福岡県	地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保について	<p>地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保を行うこと</p> <p>・ 社会保障、少子化対策など増嵩する経費の反映</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について、地方財政計画に所要額を計上している。幼児教育及び高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。</p> <p>法定率の見直しについては、令和2年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(法)	大分県	地方一般財源総額の確保・充実について	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保 ・新たな偏在是正措置の確実な実施 ・幼児教育及び高等教育の無償化に要する地方負担に係る対応 ・会計年度任用職員制度の創設に伴う歳出の計上 <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>偏在是正措置により生じる財源の活用に当たっては、地方創生を推進するための基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するため、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」を0.4兆円計上した。</p> <p>幼児教育及び高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。</p> <p>会計年度任用職員制度が施行されることに伴う期末手当の支給等に係る経費については、地方財政計画において、1,700億円程度を増額計上し、一般財源を確保している。</p> <p>普通交付税の算定にあたっては、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員については、標準的な勤務形態等に応じて期末手当の支給等に要する経費を積算するとともに、その他の会計年度任用職員については、包括算定経費において所要経費を一括計上することとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[警察費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法)	栃木県 群馬県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 福岡県 長崎県	警察官給与の算入単価の引き上げについて	<p>警察官の交付税上の単価と給与実態調査を基礎に算定されている地財計画単価にかい離が生じている。警察官定数は政令で定められていることから、本来、交付税の単価と地方財政計画の単価は同額で、地方財政計画の単価による人件費所要額の全額が基準財政需要額に算入されるべきである。よって、交付税単価を地方財政計画単価まで引き上げられたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(法)	北海道 新潟県 長野県 鳥取県 徳島県	公共土木施設の維持管理に要する経費の充実について	国・地方を挙げて、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進するため、公共土木施設の維持管理に要する経費の単位費用を充実すること。 [新規]	一部採用し、引き続き検討する。 維持管理費用については、今後も決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。 なお、河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要であるため、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川、ダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、地方財政計画の維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設し、元利償還金の70%を基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[河川費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(法)	北海道 新潟県 長野県 鳥取県 徳島県	公共土木施設の維持管理に要する経費の充実について	<p>国・地方を挙げて、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を推進するため、公共土木施設の維持管理に要する経費の単位費用を充実すること。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>維持管理費用については、今後も決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。 なお、河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)が重要であるため、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川、ダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、地方財政計画の維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設し、元利償還金の70%を基準財政需要額に算入することとしている。</p>
28	(法)	岡山県	河川維持管理経費の単位費用への適切な算入について	<p>市町村からの要望等もあり、河川の浚渫や残土処理に要する経費が増大している。昨年度に引き続き、今年度においても、全国的に河川に係る災害が頻発しており、今後、河川の維持管理・修繕事業の重要度は一層高まることが予測されることから、河川費の単位費用に算入されている河川維持修繕費について、充実を図りたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>維持管理費用については、今後も決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。 なお、河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)が重要であるため、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川、ダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、地方財政計画の維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設し、元利償還金の70%を基準財政需要額に算入することとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[河川費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
29	(法)	高知県	河川費における維持管理費用の適切な算入について	<p>河川費の需要額算出において、単位費用における河床掘削費用のより適切な算入や、災害等の発生状況に応じた補正など、所要の措置を講じること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>維持管理費用については、今後も決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。</p> <p>なお、河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要であるため、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川、ダム、砂防、治山の浚渫を実施できるよう、地方財政計画の維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を0.1兆円計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設し、元利償還金の70%を基準財政需要額に算入することとしている。</p>
30	(法)	大阪府	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費の単位費用への適切な算入について	<p>河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費について、決算額と算入額が乖離している実態を踏まえ、単位費用への適切な算入を図られたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費に係る単位費用については、決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ 市町村分]

[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[港湾費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(法)	宮城県	Ｌ1防潮堤建設に伴い新たに発生する陸閘・水門等の管理費・更新費について (東日本大震災以降整備した海岸防潮堤、陸閘・水門に係る管理費用の財政措置)	東日本大震災以降建設を進めているＬ1防潮堤について、陸閘・水門等の大型化や、施設の電動化・自動化・遠隔化により維持管理費等に生ずる多額の財政負担について、被災3県に対し恒久的に財政措置するため、補正係数の新設をすること。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 水門等の自動化、遠隔化の現状を鑑みると、遠隔操作等に係る費用については、全国普遍的な財政需要とは言えず、普通交付税における基準財政需要額に当該費用を算入することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[教育費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
32	(法)	栃木県 群馬県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 徳島県 香川県 福岡県 長崎県 大分県 鹿児島県	教職員給料単価について地方財政計画上の単価への引き上げについて	教職員の交付税算定上の給料単価を、地方財政計画上の給料単価に引き上げること。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[高等学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(法)	北海道 新潟県 長野県 鳥取県 徳島県	高等学校費における需 要の適切な反映	人口減少対策を図る地方創生の一環として、学校規模や学科に応じた学校運営経費を適切に需要額に反映させるよう補正係数又は単位費用を見直すこと。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 学校運営経費については、その大部分である教職員給与について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(標準法)に基づき措置を行っている。 なお、地域社会維持のための小規模高校の運営については、人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応するものであるため、「地域社会再生事業費」の対象経費として想定している。
34	(法)	岐阜県 福岡県 沖縄県	高等学校の空調施設に 係る維持管理費の単位 費用措置について	県立高等学校の普通教室への空調設備設置に係る維持管理費(光熱水費等)の増高が見込まれるため、単位費用措置を講じること。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 県立高等学校における空調設備に係る維持管理費については、各都道府県における設備設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について検討していくこととする。
35	(法)	高知県	小規模高校の掛かり増し 経費の適切な反映につ いて(補正係数の新設 など)	中山間地域の高等学校においては、生徒1人あたりの運営費用が高くなっていることから、中山間地域の高等学校を維持するために補正係数を設けるなど、所要の措置を講ずること。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 学校運営経費については、その大部分である教職員給与について、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(標準法)に基づき措置を行っている。 なお、地域社会維持のための小規模高校の運営については、人口集積の度合いが低い地域で、生活を支えるサービスの提供コストが拡大し、持続可能性が低下することに対応するものであるため、「地域社会再生事業費」の対象経費として想定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[特別支援学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
36	(法)	福岡県	特別支援学校における スクールバス運行経費 の見直しについて	スクールバスの運行経費の単位費用（積算内容）を実態に即した額となるように見直しを行うこと。 [新規]	採用する。 スクールバス運行に係る経費については、実態を踏まえて見直しを行い、平成30年度から算入額を段階的に引き上げていくこととし、令和2年度も引き続き引き上げることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
37	(法)	大阪府	高等教育無償化にかかる 交付税措置について	<p>高等教育無償化については、新たな地方負担が生じないよう「無償化対象生徒数」を基礎とする密度補正係数の新設などにより交付税で全額措置していただきたい。</p> <p>また、「無償化対象生徒数」の実数と当該年度における交付税の算定数との乖離が生じる可能性があるため、精算する制度の導入(補正係数)などを新設されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>高等教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入する。</p> <p>これを踏まえ、適切に単位費用措置を講ずるとともに、各地方団体の負担の実態を反映するため、無償化対象学生数等に基づき、補正を適用することとしている</p>
38	(法)	佐賀県	高等専修学校に係る経費の適切な算入	<p>高等専修学校に係る経費を高校に準じた扱いとして算入されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>専修学校は、学校教育法第1条に定める学校ではないため、高等学校に準じた扱いをすることは出来ない。</p> <p>なお、専修学校に対する都道府県の補助に係る経費については、近年、専修学校が果たしている役割に配慮し、都道府県の補助実績等を勘案しながら措置額を増額してきたところである。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
39	(法)	茨城県 兵庫県	消費増税に係る社会保障関係費(地方単独事業分)の適切な算入について	消費増税に伴う社会保障・税の一体改革の趣旨に沿って、所要の社会保障関係費(地方単独事業分)を適切に算入すること。特に、乳幼児医療費助成事業や障害児医療費助成等について基準財政需要額に算入すること。 [継続]	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、令和2年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に全額算入している。 なお、地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。
40	(法)	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適正な算入について	消費税率引上げに伴う社会保障の充実などに係る経費について、各地方公共団体の財政需要を適正に算定すること。特に、各団体の財政需要が適正に算定されるよう適切な補正係数を設定すること。 [継続]	一部採用する。 令和2年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。 なお、この充実分の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算入することが可能であると考えている。
41	(法)	京都府	消費税・地方消費税引上げ分の適切な基準財政需要額への算入について	消費税・地方消費税の引上げに伴い、増収分を充てるとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担、社会保障4分野に則った範囲の地方単独事業については、その全額を基準財政需要額に適切に算入されたい。 [継続]	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、令和2年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に全額算入している。 なお、社会保障4分野及び社会保障4分野に則った地方単独事業に係る経費については、国の制度等との整合性、地方財政計画の状況等を踏まえ、基準財政需要額に適切に算入している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
42	(法)	京都府	社会保障制度への適切な地方財政措置	<p>後期高齢者医療制度や国民健康保険医療制度、障害者自立支援給付費負担金については、交付税算入額と地方における決算額に乖離が生じているため、地方負担が解消されるよう需要額を適切に算定されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。</p>
43	(法)	大阪府	社会保障制度への適切な地方財政措置	<p>後期高齢者医療制度、障がい者自立支援制度、国民健康保険制度については、本来、国において負担される制度改正がなされるべきであるが、当面は基準財政需要額に算入し、地方負担との乖離を解消されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
44	(法)	岩手県 栃木県 群馬県 千葉県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 鹿児島県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入について	地方単独の医療費助成である乳幼児医療費補助、母子家庭等医療費補助、障害者医療費補助について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。
45	(法)	茨城県	幼児教育・高等教育の無償化に係る地方財政措置について	幼児教育・高等教育の無償化に要する地方負担について地方財政計画へ全額計上するに当たっては、消費増税に伴って新たに実施されるものであるから、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、また、地方交付税の算定に当たっても、全額を基準財政需要額へ適切に算入することにより、必要な財源を確実に措置されたい。 [新規]	採用する。 幼児教育・高等教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保したうえで、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
46	(法)	千葉県	幼児教育の無償化に係る地方財政措置について	令和2年度から基準財政需要額に算入される幼児教育の無償化に係る地方負担額は多額であり、その全額が適切に算入されるようにされたい。 [新規]	採用する。 幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保したうえで、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。
47	(法)	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	幼児教育無償化への地方財政措置について	幼児教育無償化に係る地方負担分については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上するとともに、地方交付税の算定に当たっても、各団体の需要額が適切に反映されるよう、きめ細やかな算定を行うこと。 [新規]	採用する。 幼児教育の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保したうえで、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することとしている。 また、各地方団体の負担の実態を反映するため、保育所・幼稚園の子どもの数に基づき、補正を適用することとしている。
48	(法)	千葉県	児童相談所・一時保護所運営に係る算入経費の充実について	児童相談所に係る単位費用の更なる充実と一時保護所に係る単位費用の適切な算定をされたい。 [新規]	採用する。 児童相談所に係る経費については、児童虐待防止体制総合強化プランに基づき地方団体が児童虐待防止対策の強化に取り組めるよう、令和2年度も、標準団体における職員数を増員し、単位費用を増額する。 また、一時保護所に係る経費については、人件費を含め児童保護費負担金の対象となっているところ、国の予算を踏まえた当該負担金に係る地方負担部分について、単位費用に適切に算入している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
49	(法)	岩手県 山形県 茨城県 群馬県 千葉県 大阪府 沖縄県	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直しについて	<p>県立病院会計に対する繰出金等に 係る算定額が繰出基準額と乖離して いることから、単位費用及び補正係 数を見直すこと。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。令和2年度においても、令和元年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金を同程度計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。</p>
50	(法)	奈良県	密度補正Ⅰ(人口密度の大小による保健所数の逓増を勘案)の廃止	<p>保健所数と人口密度の間に、相関 関係が全く見受けられず、また算定 の簡素化の観点からも、密度補正を 廃止されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>標準団体当たりの保健所数は人口密度と反比例の関係にあることから、人口密度の大小による保健所数の逓増、逓減を勘案して算定することとしている。 一方で、算定の簡素化の観点もあることから、今後、保健所数、人口及び面積の関係性について検討していく。</p>
51	(法)	秋田県	医師確保対策に要する経費の単位費用の拡充と密度補正の新設について	<p>医師確保対策に係る経費につい て、単位費用を充実するとともに、 医師偏在指標を用いた密度補正(調 整)を新設されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>「医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年法律第79号)」の施行により、都道府県における医師確保対策の実施体制の強化・充実がなされたことによる都道府県職員の業務量増を踏まえ、衛生費の職員数(職員B)を2名増員する。 また、医師偏在対策として、厚生労働省の補助事業に対する地方負担に対し、新たに地財措置を行う。 医師偏在指標を用いた密度補正の新設については、用いる指標の公信力等について慎重に判断する必要があるため、採用しない。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
52	(法)	北海道 岡山県 山口県 愛媛県 高知県 長崎県 鹿児島県	後期高齢者医療制度の 保険料軽減制度に係る 補正の新設	後期高齢者の保険料軽減制度に係る基準財政需要額の算入額の算定について、軽減被保険者一人当たりの軽減額の多寡を反映させる補正係数を新設すること。 [継続]	採用する。 後期高齢者医療制度の基準財政需要額の算定について、軽減被保険者数には一定程度の偏在性があることから、事業が平年度化する令和2年度算定より、補正係数を新設し、その多寡を反映させた算定を行うこととする。
53	(法)	石川県	高齢者保健福祉費(75歳以上人口分)における密度補正の新設	後期高齢者医療給付費負担金等について、団体ごとの後期高齢者医療に係る所要額が適切に捕捉されるよう密度補正を新設されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地域間における医療費単価差の要因は一様ではなく、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における給付実績額を採用することは適当ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[農業行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
54	(法)	北海道 新潟県 長野県 鳥取県 徳島県	新規就農者確保等農業行政費の充実について	<p>農業行政費について、単位費用を充実するとともに、耕地面積が広大な場合の人員配置の必要性を踏まえ、密度補正Ⅰを拡充し、農業行政費全体の増額を図られたい。 【知事連盟共同提案】</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>農業行政費においては必要な経費を単位費用に積算するとともに、作付延べ面積の大きい団体については、密度補正を適用することにより割増しを行う等、適切に算定を行っている。 なお、新規就農者の確保については、地域社会の維持・再生に必要となる取組であるため、「地域社会再生事業費」の対象経費として想定している。</p>
55	(法)	青森県	農業行政費に係る給与関係経費の適切な算入について	<p>地方公共団体の農業分野ごとの配置職員数の実態が基準財政需要額に反映されるよう、単位費用の拡充及び段階補正の適正化を図られたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>採用する。</p> <p>農業行政費における職員数については、定員管理調査における農林水産部門の職員数の実態を踏まえ、1名増員する。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[林野行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
56	(法)	宮城県	森林経営管理法に基づく市町村支援に必要な人件費に対する交付税措置の強化について	平成31年度から開始された森林経営管理制度に対応できる専門職員が不足している市町村を支援するため、県の林野行政職員の人件費に対する交付税措置の強化されたい。 [新規]	一部採用する。 都道府県等が技術職員を増員し、平時に技術職員不足の市町村を支援するための経費については、「地域社会再生事業費」において算定することとしている。
57	(法)	兵庫県	有害鳥獣対策に要する経費の適切な算入について	有害鳥獣対策に要する経費について、交付税措置額と決算額との間に乖離があることから当該経費を適切に単位費用に算入されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 有害鳥獣対策に要する経費については、毎年度、標準団体規模に相当する団体の事業量を調査しており、実態に応じて適切に単位費用措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[商工行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
58	(法)	沖縄県	外国人観光客受入に係る経費の適切な算入について	<p>今後、外国人観光客数の増による受入れ体制の整備に係る財政需要の増が想定されることから、商工行政費の単位費用(観光及び物産振興費)の積算内容の「受入れ体制整備」において、事故処理に係る経費や交通標識等多言語化等に係る経費を、適切に算入すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>外国人観光客等の「受入れ体制整備」に関する経費については、商工行政費のうち観光及び物産振興費に適切に算入している。今後も引き続き、決算の状況等を踏まえ、適切に単位費用措置を講ずる。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[徴税费]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
59	(法)	愛知県	地方税の収納に要する 経費の措置の充実につ いて	コンビニエンスストアやクレジッ トカード、マルチペイメントネット ワーク等を利用した収納に係る経費 についても、標準的な行政経費とし て単位費用に算入されたい。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 地方税の収納方法の多様化に要する手数料については、単位費用において所要の 経費を措置している。今後も収納方法の多様化や決算の状況等を勘案し、引き続き 適切な水準を検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[臨時費目]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
60	(法)	岐阜県	「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続	<p>地方創生の実現に向けては、息の長い取組みを推進する必要があるため、地方財政計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、令和2年度においても1兆円を確保した。</p> <p>地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。</p>
61	(法)	愛媛県	まち・ひと・しごと創生事業費の継続及び取組成果を適切に評価した算定	<p>まち・ひと・しごと創生事業費を継続することと併せ、人口減少等特別対策事業費について地域の実情や取組の成果を適切に評価した算定方法とすること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、令和2年度においても1兆円を確保した。</p> <p>地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、人口減少等特別対策事業費について、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、指標を追加することとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[公債費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
62	(法)	徳島県	防災・減災・国土強靱化緊急対策に係る「公債費の需要額算入」の充実について	<p>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく「緊急自然災害防止対策事業債」に係る算定に当たっては、公債費の算入率拡大や、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」と同様に残余部分の単位費用化を図り、財政力の弱い団体に配慮するとともに、当該算入分については、一般財源総額の増額を図ること。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>「防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債」については、地方自治体が短期間に多額の事業を円滑に執行する必要があることなどを考慮し、充当率は100%、元利償還金に対する交付税措置率は50%、残余については単位費用により措置することとされている。</p> <p>また、「緊急自然災害防止事業債」については、地方単独事業として行う必要性・緊急性の高い防災インフラ整備をこれまで以上に促進する必要があること、「緊急防災・減災事業債」の交付税措置率が70%であることを勘案し、元利償還金の70%を交付税措置することとされている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
63	(法)	北海道	包括算定経費(面積)の単位費用の充実について	<p>人口を測定単位とする多くの費目で、人口規模による段階ごとの経費の差を段階補正により機械的に反映しているのみで、面積が広大なことにより掛かり増しとなる財政需要は考慮されていない。</p> <p>面積が広大なことにより掛かり増しとなる財政需要を考慮し、包括算定経費(面積)の単位費用を充実すること。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>包括算定経費(面積)では、宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映した面積により、環境保全、河川施設改良、農業振興や森林整備といった面積と相関関係が高い経費について算定しており、国の予算や地方債元利償還金などに基づき適切に単位費用の積算を行っている。</p>
64	(法)	青森県	投資的経費に係る財政需要について	<p>防災・減災対策のための公共事業、公共施設や教育・社会福祉施設等の老朽化対策等を確実に実施するため、包括算定経費で算定している投資的経費について、適切な水準を確保されたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用しない。</p> <p>包括算定経費で算定している投資的経費については、国の予算や地方債元利償還金などに基づき単位費用を積算しており、今後も実態等を勘案しながら適切に算定していく。</p>
65	(法)	岩手県	面積に相関度が高い包括算定経費(人口)の単位費用の移行について	<p>包括算定経費(人口)で措置されている経費のうち、面積に相関度が高いと思われる総合事務所費について包括算定経費(面積)へ移行するとともに、職員費の一部についても包括算定経費(面積)へ移行すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>総合事務所費や職員費等については、人口と相関関係が高いと考えられることから、人口を測定単位として算定しているが、人口と面積における相関関係を考慮しながら、包括算定経費に係る経費の内容を引き続き検討していく。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
66	(法)	山形県	包括算定経費(人口)の人口密度による密度補正の導入について	包括算定経費(人口)で措置されている経費には、都道府県の面積が所要額に影響する経費が含まれると考えられることから、算定において人口密度による密度補正を導入すること [新規]	以下の理由により採用しない。 包括算定経費は、抜本的な算定の簡素化を図る観点から、国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野について、人口と面積を基本とした簡素な基準により基準財政需要額を算定するものであり、新たな補正係数を適用することはできない。
67	(法)	群馬県	包括算定経費の適切な算定及び総額の確保について(防災ヘリの運航基準制定に伴う需要額の増を含む)	包括算定経費について、平成27年度から令和元年度にかけて、対前年度の減額が大きくなっているため、地方負担の実態をふまえ、適切に算定するとともに、総額を確保されたい。 [継続]	採用する。 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の増、マイナンバー制度広報経費の増等を踏まえて、令和2年度の包括算定経費(人口)の単位費用は増加している。 なお、消防防災ヘリコプターに係る経費については、消防庁告示に基づき必要な経費であり、令和2年度交付税措置において拡充を行い、適切な単位費用措置を講じている。
68	(法)	石川県 長崎県	包括算定経費の適切な算入及び予見可能性の確保について	地方負担に見合った需要額を適切に算定し、地方総額の確保をお願いするとともに、単位費用算定基礎の内容を明示すること。 [継続]	一部採用する。 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の増、マイナンバー制度広報経費の増等を踏まえて、令和2年度の包括算定経費(人口)の単位費用は増加している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
69	(法)	大阪府	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費の単位費用への適切な算入について	河川・砂防施設改良費については、包括算定経費において人口及び面積を測定単位として算定しているが、面積よりも人口の方が決算額と相関関係が高いことを踏まえて適切に算入を図られたい。 [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 河川関係経費については、面積と相関関係が高いと考えられることから、面積を測定単位として算定しているが、人口と面積における相関関係を考慮しながら、包括算定経費に係る経費の内容を引き続き検討していく。
70	(法)	兵庫県	包括算定経費の適切な算入について	包括算定経費(人口)の単位費用について、積算根拠が不明な中、大幅な減少が続いている事から、一般財源総額実質同水準ルールに基づく予算編成の調整弁となっているとの疑念を抱いている。 積算根拠を示すとともに、適切な算定を行うよう改めるとともに、過去の算定により生じた不足額については精算を行うなど対応されたい。 [新規]	一部採用する。 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の増、マイナンバー制度広報経費の増等を踏まえて、令和2年度の包括算定経費(人口)の単位費用は増加している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。 また、包括算定経費における需要額算定においては、義務付けがない、あるいは弱い行政分野の標準的な経費を算定しており、精算措置を講じることは適当でない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
71	(法)	徳島県	財政力の弱い団体に配慮した「包括算定経費の見直し」について	「包括算定経費」と「留保財源」については、適切なバランスのもとで、財政力の弱い団体に配慮した「包括算定経費」の算定をすること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の増、マイナンバー制度広報経費の増等を踏まえて、令和2年度の包括算定経費（人口）の単位費用は増加している。 包括算定経費は、人口と面積を基本とした簡素な基準により標準的な需要額を算定するものであり、財政力の強弱に応じて算定するものではない。
72	(法)	香川県	包括算定経費（人口）の単位費用の適切な積算について	包括算定経費（人口）の単位費用については、職員数の見直し、トップランナー方式の導入により減少傾向にあるが、義務的・経常的な業務量が大きく変わらない中で、行政コストの低下を理由に大幅に単位費用を減少させることなく適切に積算されたい。 [継続]	一部採用する。 包括算定経費（人口）については、会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費の増、マイナンバー制度広報経費の増、建設事業費に係る地方債元利償還金の減や経費の節減・合理化等を踏まえて単位費用を積算している。今後も実態を勘案しながら、適切に算定していく。
73	(法)	高知県	情報管理等費における都道府県・市町村の配分割合の見直しについて	情報管理経費における都道府県と市町村との経費の負担割合について調査の上、県が8割を負担しているという実態を踏まえた適切な割合となるよう、必要に応じ配分の見直しを行うこと。 [継続]	一部採用する。 情報関係業務の基盤となるネットワークに係る経費については、各団体の平均的な維持管理費、民間の利用状況、回線の整備状況等を勘案して需要額を算出し、単位費用措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
74	(法)	香川県 佐賀県	消防防災ヘリコプターに係る経費の拡充について	消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の制定に伴う需要額の増を適切に算入すること。 [新規]	採用する。 消防防災ヘリコプターに係る経費については、消防庁告示に基づき必要な経費であり、令和2年度交付税措置において拡充を行い、適切な単位費用措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
75	(法)	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	<p>令和2年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施されたい。</p> <p>仮に、令和2年度も臨時財政対策債を発行する場合には財政力指数による過度な補正を見直すこと。</p> <p>また、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金については、臨時財政対策債ではなく、別枠で財源措置を講じ、普通交付税で措置すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>令和2年度においては、水準超経費を除く交付団体ベースでの一般財源総額を1.1兆円増の61.8兆円、地方交付税総額については、0.4兆円増の16.6兆円確保し、臨時財政対策債については、前年度から0.1兆円減の3.1兆円とし、残高も0.5兆円減の53.3兆円とした。</p> <p>臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。</p> <p>また、元利償還金相当額の全額を後年度の基準財政需要額に算入することで確実に措置している。</p>
76	(法)	長野県 岐阜県	臨時財政対策債に頼らない地方交付税制度の運営	<p>臨時財政対策債については、法定率の引上げによる交付税原資の確保等の対応により速やかに廃止し、地方の安定的な財政運営を可能とする税財政制度を確立すること。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
77	(法)	静岡県	地方財源不足の解消に係る抜本的な見直し	<p>地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率等の引き上げを含めた抜本的な見直しによって対応し、臨時財政対策債を廃止すべき。</p> <p>やむを得ず臨時財政対策債を配分する場合でも、財政力に応じた傾斜配分を廃止し、財源不足額に対する比例配分となるよう、補正係数を見直しをお願いしたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>また、臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に財政規模が大きく地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。</p>
78	(法)	愛媛県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的な見直し	<p>臨時財政対策債への振替制度を抜本的に見直すとともに、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を地方特例交付金など地方交付税や臨時財政対策債と別に「真水」で措置されたい。</p> <p>[継続]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>交付税率の引上げについては、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることなどから、更なる引上げは容易ではないと考えるが、今後とも交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されたものであり、その元利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[特例加算]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
79	(法)	東京都	東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外について	都は震災復興特別交付税の対象ではないことから、都については東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算の適用を除外されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う非課税措置による減収分については、震災復興特別交付税により措置されることから、当該減収見込額の75%を基準財政収入額に特例加算している。 なお、東京都については、非課税措置による減収は生じるものの、都区合算後の財源超過額が多額であることに鑑み、震災復興特別交付税の交付対象となっていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
80	(法)	千葉県 兵庫県	道府県民税所得割における精算制度及び減収補てん債制度の導入について	道府県民税所得割について、分離譲渡所得分以外についても精算制度及び減収補填債制度を導入されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。
81	(法)	兵庫県	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補てん措置について	平成27年度から創設された「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、所得税から減額されるべき金額が個人住民税から控除されることによる地方の減収分に対して補填されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、控除対象や控除限度額等について地方税法に定めのある一連の所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[株式等譲渡所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
82	(法)	埼玉県	道府県民税株式等譲渡所得割の精算及び減収補填債制度の導入	道府県民税株式等譲渡所得割について、精算及び減収補填債制度を導入すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税金が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 株式等譲渡所得割については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地方消費税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
83	(法)	福岡県	地方消費税に係る精算制度及び減収補填債制度の導入について	地方消費税について精算制度及び減収補填債制度を導入すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。
84	(法)	佐賀県	地方消費税の算定方法の見直しについて	地方消費税の算定方法を地方財政計画上の税収見込みと全国の払込額の乖離を是正するよう見直されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[不動産取得税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
85	(法)	兵庫県	不動産取得税における 精算制度及び減収補て ん債制度の導入につい て	不動産取得税について、精算制度 及び減収補填債制度を導入された い。 [継続]	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いと しているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい 乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することがで きるものとされている。 不動産取得税については、年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として算 定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。